

事務連絡
令和7年4月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各國公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和7年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働事務次官から依頼がありました。

については、令和7年度「禁煙週間」実施要綱の趣旨等を踏まえ、下記のとおり、学校における喫煙防止教育及び受動喫煙防止対策の一層の推進について、御配慮くださるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれでは、所轄の学校法人に対して、国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び大学を設置する学校設置会社担当課においてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、周知されるようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、例えば他の案件とともに周知する、貴課主催の研修・会議等の場で配布する等、貴課において適切に御判断いただくようお願いします。

(本件照会先)
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 がん教育推進係
TEL : 03-6734-2931

厚生労働省発健生 0416 第 2 号
令和 7 年 4 月 16 日

文部科学事務次官 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 7 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関（WHO）は、昭和 45 年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には 5 月 31 日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成 4 年から、世界禁煙デーに始まる 1 週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

令和 6 年 4 月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」においては、喫煙率の減少や「望まない受動喫煙のない社会の実現」等を目標に掲げ、引き続きたばこ・受動喫煙対策を推進していくこととしている。また、受動喫煙防止を盛り込んだ健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）の附則において、施行後 5 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加えることとしており、施行の実態を把握するとともに、引き続き、国民や事業者等への制度の認知の向上や取組の実施を推進していく必要がある。

これらを踏まえ令和 7 年度は「受動喫煙のない社会を目指して～私たちができるることをみんなで考えよう～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

については、貴職におかれても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、別途送付する本週間用ポスターの掲示、施設内における受動喫煙対策の実施等をお願いする。

また、貴管内関係機関、業界等についても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における別添実施要綱に掲げる事業を周知し、取り組んでいただくようお願いする。

令和7年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

令和7年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から、世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

令和6年4月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」においては、喫煙率の減少や「望まない受動喫煙のない社会の実現」等を目標に掲げ、引き続きたばこ・受動喫煙対策を推進していくこととしている。また、受動喫煙防止を盛り込んだ健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の附則では、施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加えることとしており、施行の実態を把握するとともに、引き続き、国民や事業者等における制度の認知の向上や取組の実施を推進していく必要がある。

これらを踏まえ令和7年度は「受動喫煙のない社会を目指して～私たちができるることをみんなで考えよう～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発等を積極的に行うものである。

3 禁煙週間のテーマ

「受動喫煙のない社会を目指して～私たちができるることをみんなで考えよう～」

4 期 間

令和7年5月31日（土）から令和7年6月6日（金）まで

※ 受動喫煙対策キャンペーンは、令和7年5月26日（月）から

5 主 唱（予定）

厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会

6 禁煙週間に係る取組の実施

（1）厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性や禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題として捉え、継続して取り組めるようにたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

・厚生労働省ホームページ等における世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供

- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示の要請
 - ・世界禁煙デー記念イベントの開催（大阪・関西万博）
- イ 公共の場・職場・飲食店における受動喫煙対策
- ・関係機関等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、施設内における受動喫煙対策の実施について協力を要請
 - ・地方自治体を通じ、飲食店における受動喫煙対策キャンペーンの実施

（2）地方自治体における取組

都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスターの配布及び掲示
(ポスターの掲示については、20歳未満の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなどの配慮をすること。)
- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼付による普及啓発

イ 20歳未満の者の喫煙防止対策

- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

ウ 公共の場・職場・飲食店における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙対策の取組の徹底（庁舎内全面禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組の推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施
- ・飲食店における改正健康増進法の施行状況の確認、指導監督の実施（受動喫煙対策キャンペーン）

エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
- ・禁煙普及員の養成及び周知